

改正の概要

眼科手術において、白内障の水晶体再建術で多焦点レンズを使用した場合、保険適用外となっていたが、令和2年度の診療報酬改定により水晶体再建に係る部分は医療保険で給付されることとなった。今後市民の需要が見込まれることから、多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術を行うため、保険適用外となる眼鏡装用率の軽減に係る費用に相当する療養部分の自己負担額を追加する。

眼鏡装用率の軽減部分	手術全体が保険適用外 (患者様の自己負担)
水晶体再建に係る部分	



眼鏡装用率の軽減部分	保険適用外 (患者様の自己負担)
水晶体再建に係る部分	<u>医療保険で給付</u> (保険外併用療養費)

条例改正の内容

別表（第13条関係）利用料金に
「多焦点眼内レンズ支給選定療養費 1回 250,000円（税別）」を加える。